第

4711

무



1994年1月6日創刊•毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2013年)平成25年 4月 17日 水曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

△ 相続した株式を譲渡した場合の特例

○ : 相続した非上場株式を発行会社に譲渡した場合の取扱いが改正されたとか。どのようになったのですか?

A:相続又は遺贈により取得したとみなされる場合も特例の対象になりました。

【解説】

非上場株式をその発行会社に譲渡した場合、 その対価として受け取った金銭その他の資産 の合計額が、発行会社の資本金等のうち、そ の株式に対応する部分の金額を超える部分の 金額は配当とみなされて所得税がかかります が、相続又は遺贈により取得した株式を申告 書の提出期限の翌日以降3年内に譲渡した場 合は、配当とはみなされずに、その交付を受 ける金銭等の全額が譲渡収入とみなして課税 されることとなっています。

つまり、配当所得になる場合は総合課税になることから、多額の税額になることがありますが、相続等で取得した株式を譲渡する場合には、譲渡所得となって、分離課税ですむので、一般的には税額が安くなるというメリットがあるわけです。

今年度の税制改正では、この適用対象者に 相続又は遺贈により取得した者とみなされる 個人も加えられることとなりました。

相続遺贈により取得した者とみなされる場合とは、たとえば、低額譲渡や対価を支払わずに取得した場合などがこれに該当します。

この取扱いは、平成27年1月1日以後に適 用されます。







